

答申書

第1 審査会の結論

令和4年8月24日付けの令和4年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分に対する審査請求については、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書(以下「令和4年度納税通知書」という。)のうち令和4年度固定資産税・都市計画税課税明細書(以下「令和4年度課税明細書」という。)に記載されている前年度課税標準額が、令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書のうち令和2年度固定資産税・都市計画税課税明細書(以下「令和2年度課税明細書」という。)に記載されている課税標準額と違っている。
- (2) 令和4年度課税明細書の下欄に「この通知書は再発行できませんので、申告等に利用されるかたは大切に保管してください。」と記載がある。
- (3) 審査請求人は、上記の件について十和田市に照会したが、明確な回答を得られなかった。
- (4) 令和4年度納税通知書により決定した土地に係る部分の固定資産税及び都市計画税の賦課税額は不当であることから、賦課決定処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

(1) 審査請求人の主張(1)について

令和4年度課税明細書に記載されている前年度課税標準額と、令和2年度課税明細書に記載されている課税標準額に数値の違いがある理由は、固定資産税は3年に1度、評価替えにより見直しを行うものであり、令和3年度に評価替えを行い、路線価及び奥行価格補正率の見直しを行ったことに伴い、課税標準額が変動したものである。

(2) 審査請求人の主張(2)について

令和4年度課税明細書の下部にある「この明細書は再発行できませんので、申告等に利用されるかたは大切に保管してください。」の記載は、同様のものを再発行することができないことを知らせるにとどまるものである。

(3) 審査請求人の主張(3)について

審査請求人は、令和4年5月31日に十和田市役所税務課窓口において、「令和4年度課税明細書に記載されている前年度課税標準額と令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書のうち令和3年度固定資産税・都市計画税課税明細書（以下「令和3年度課税明細書」という。）に記載されている課税標準額が一致しない」旨の問い合わせをしており、審査請求人立会いのもと、当該数値が一致していることを確認している。

その後、本件審査請求が提出された令和4年8月24日までの間、本件課税内容に関する照会があった事実はない。

(4) 結論

令和4年5月2日付けで審査請求人に対して行った令和4年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分は適正であり、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求を棄却するとの判決を求める。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 審査請求人の主張(1)について

本件処分は、令和3年度を基準年度とし、賦課期日において地目の変更等の特別な事情がない土地に対する第2年度の固定資産税・都市計画税の賦課決定を行った処分である。

弁明書のほか、審査庁への質問及び物件書類の提出を求め、令和4年度納税通知書、令和4年度固定資産税名寄帳兼課税（補充）台帳及び土地価格等縦覧帳簿の縦覧を確認した結果、本件処分に係る手続き及び令和4年度納税通知書の記載内容には、誤りがなく、適法に行われていることが明らかである。

(2) 審査請求人の主張(2)について

当該再発行等の記載には、処分庁に重大な錯誤があった場合に賦課決定の修正等のしかるべき手続きを妨げる趣旨は読み取れず、処分庁の主張のとおり、同様のものを再発行できない旨を示したにすぎないと考える。

また、「地方税法総則逐条解説」（地方税務研究会編、一般財団法人地方財務協会発行）によれば、当該再発行等の記載は、地方税法第13条第1項の規定に基づく「その他必要な事項」に該当し、固定資産税課税明細書の見方等と同様に納税義務者への納税に当たっての連絡事項という位置づけであり、記載内容も適当かつ適法なものであると考える。

なお、納税通知書の記載事項に関する取扱いとして、「固定資産税実務提要」（固定資産税務研究会編、株式会社ぎょうせい発行）には、納税通知書の効力について、「納税の告知に本質的に必要な内容以外のこと、たとえば賦課の根拠となった法律

等その他の記載漏れがある場合、その通知書の効力はどうなるのか。」という問いに対し、「賦課処分に致命的な支障が生じない限り、無効とはならない。」としていることを、本論点の判断基準とした。

(3) 審査請求人の主張(3)について

審査請求人の「この件を処分庁に照会したが、明確な回答を得られなかった。」との主張について、処分庁は、「審査請求人は、令和4年5月31日に令和4年度課税明細書の前年度課税標準額と令和3年度課税明細書に記載されている課税標準額が一致していない旨を十和田市役所税務課窓口で問い合わせしており、審査請求人立会いのもと、数値が一致することを確認した。」と主張しており、両者の主張が異なる。

このことについて、審査請求人に対し、期日を設けて、弁明書の内容に事実と異なる事項等について反論書の提出を2度求めたが、反論書の提出はされなかった。

弁明書に対する審査請求人の主張を把握できない状況ではあるが、処分庁の主張は、具体的な問い合わせ日及び問い合わせ内容が示されていることから、処分庁の主張を事実とし、論点として判断しない。

(4) 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

(5) 付言

ア 審査請求人の「この件を処分庁に照会したが、明確な回答を得られなかった。」との主張については、処分庁は、審査請求書の形式審査の段階で事実と相違があることを把握できたものであることから、今後、審査請求の形式審査において事実と異なる記載が確認された場合等は、行政不服審査法第23条に基づく補正を命じるなどの必要な手続きをすること。

イ 課税明細書の前年度課税標準額の記載にあつては、地方税法施行規則第25号の2様式記載要領3によれば、負担調整措置の適用を受ける土地について記載する項目であるとされている。本件は、負担調整措置の適用を受けない土地であるため、当該記載要領上は必要な記載事項ではないものであることを踏まえ、今後は、当該記載の目的や見方等、分かりやすい表示方法の工夫に努めること。

第4 調査審議の経過

令和5年3月10日 諮問書の受理

令和5年7月10日 第1回調査審議

令和5年8月9日 第2回調査審議

第5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人の主張(1)について

令和4年度課税明細書に記載されている前年度課税標準額と、令和2年度課税明細書に記載されている課税標準額の数値の違いについての主張と捉えた場合は、処分庁の主張のとおり、3年に1度の評価替えにより、路線価及び奥行価格補正率の見直しを行ったことに伴い、課税標準額が変動したものであり、本件処分は、法令等の規定に基づき、適正に行われている。

また、令和4年度課税明細書に記載されている前年度課税標準額と、令和3年度課税明細書に記載されている課税標準額の数値の違いについての主張と捉えた場合は、数値は一致しており、数値が違うという事実は存在しない。

よって、本件処分には違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がない。

(2) 審査請求人の主張(2)について

審査請求人は、令和3年5月6日付けの令和3年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分に対する審査請求（以下「令和3年審査請求」という。）において同様の主張をしているため、当審査会の判断の理由は、次のとおり、令和3年審査請求に対する答申と同様である。

地方税法第1条第1項第6号は、納税通知書には、納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載するべき旨を定めている。

また、地方税法第13条第1項は、地方団体の長は、納税者から地方団体の徴収金を徴収しようとするときは、当該納税者に対し、文書により納付の告知をしなければならないが、当該文書には、同法に特別の定めがある場合のほか、その納付すべき金額、納付の期限及び納付の場所その他必要な事項を記載するものとする旨を定めている。

令和4年度納税通知書には、審査請求人に係る令和4年度の固定資産税及び都市計画税について、地方税法第1条第1項第6号及び第13条第1項所定の記載事項が全て記載されている。そして、審査請求人は、令和4年度納税通知書を令和4年5月25日に受領しているのであるから、審査請求人に対する本件処分に係る納付の告知も適正になされている。

したがって、令和4年度納税通知書により本件処分は適正に行われており、その信用性が否定されるような事情も見受けられず、違法又は不当な点は認められない。

よって、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

(3) 審査請求人の主張(3)について

審査請求人は、令和3年審査請求において同様の主張をしているため、当審査会の判断の理由は、次のとおり、令和3年審査請求に対する答申と同様である。

地方税法、十和田市税条例及び十和田市都市計画税条例においては、固定資産税や都市計画税を含む地方税の賦課徴収に関して、納税義務者は処分庁や地方団体に対して照会することができ、当該照会に対して処分庁や地方団体は応答しなければならないといった権利義務を生じさせるような規定は見当たらず（もちろんそれにより一切の説明責任が免れるということではないが）、本件処分のような行政処分が、法律や条例に基づかない任意の行為が原因となって取消しとなることは考えられない。

したがって、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

なお、審査請求人の「この件を処分庁に照会したが、明確な回答を得られなかった。」との主張に対して、処分庁は、令和4年5月31日に審査請求人から令和4年度課税明細書に記載されている前年度課税標準額と、令和3年度課税明細書に記載されている課税標準額が一致していない旨の問い合わせを受け、審査請求人立会いのもと、数値が一致することを確認した後、本件審査請求が提出された令和4年8月24日までの間、本件審査請求に関する照会があった事実はないと主張しており、審査請求人と処分庁両者の主張が異なっている。

このことについて、審査請求人が令和4年度課税明細書に記載されている前年度課税標準額と、令和2年度課税明細書に記載されている課税標準額が一致していない旨の照会をした事実は存在しないが、仮に、審査請求人の主張のとおり処分庁から明確な回答がなかったとしても、前段で述べたとおり、照会に対する回答といった任意の行為の有無が原因となって行政処分が取消しとなることは考えられないため、いずれにしても審査請求人の主張は採用することができない。

(4) 結論

上記(1)～(3)のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきものである。

令和5年8月10日

十和田市行政不服審査会
会長 花生 耕子
委員 畑山 幸博
委員 中居 雅俊